

電磁的方法による交付等に関する同意書

電磁的方法による交付等とは、当社からお客様へ金融商品取引法に関する法令等により規定されている各種書面を、紙媒体に代えて電磁的な方法により交付・徴求するものです。本サービスの提供にあたっては電磁的方法による交付等に関するお客様の事前の同意が必要となっておりますので、以下の内容を確認した上で同意して頂きますようお願い致します。金融商品取引業者 当社は、投資助言業を行う金融商品取引業者であり、登録番号は次のとおりです。

登録番号：関東財務局長（金商）第 3215 号

1 電磁的方法による交付等の対象となる書面

- ・ 契約締結前交付書面
- ・ 契約締結前交付書面における契約変更に係る書面
- ・ 上記各号の他、投資助言業務以外のその他業務に係る契約書面、各種お知らせ等当社が定める書面

2 電磁的方法について

電子交付等は、契約締結前交付書面および契約締結前交付書面における契約変更に係る書面並びに各種お知らせ等当社が定める書面に関しては電子メールを利用する方法（金融商品取引業等に関する内閣府令（以下、「府令」といいます）第 56 条第 1 項第 1 号イの方法）によるものとします。投資助言業務以外のその他業務に係る契約書面に関しては当社ウェブページを利用する方法（府令第 56 条第 1 項第 1 号ニの方法）、電子メールを利用する方法（府令第 56 条第 1 項第 1 号イの方法）、これらの各種お知らせ等当社が定める書面に関しては府令第 56 条第 1 項第 1 号イ、ハの各方法によるものとします。書面の電子交付等を受けるためには、PDF ファイルの閲覧用ソフトウェアが必要となり、当該閲覧用ソフトウェア Adobe Reader 等をお持ちでないお客様は、Adobe Reader 等のダウンロードが必要となります。また、PDF を受信し閲覧することができるメールアドレスが必要です。そして、印刷は可能です。なお、当社は、電磁的方法による交付を承諾されたお客様の利用に際し支障をきたすおそれがないと判断した場合、あらかじめ当社 WEB サイト上に掲載または電子メールで通知して変更内容を明らかにすることにより、お客様の同意を得ることなく、電磁的方法による交付の内容を変更することができるものとします。また、お客様が電磁的方法による交付を承諾された後であっても、法令等の変更等の必要が生じ、あるいは当社が必要と判断した場合には、当社は電磁的方法による交付ではなく、紙媒体による交付等を行う場合があります。